

共済だより

令和7年9月
任意継続号
September
2025



エゾシカ

CONTENTS

- 健康保険証(組合員証)の使用が終了します ～マイナ保険証へ切替を～… 2
- 被扶養者について確認をお願いします… 3
- 住所を変更する際は手続きを… 3
- 任意継続Q&A … 4
- 任意継続組合員資格喪失申出書… 6
- 組合員(被扶養者)住所変更申告書… 7
- 人間ドック事業について 受診決定通知書(受診票)をお持ちの皆さまへ… 8
- 無料の「特定健診」もう受けましたか? … 9
- 確定申告に利用できる「医療費のお知らせ」の発行について… 10
- 医療費のお知らせ(医療費通知書)の送付依頼書… 11
- マイナ保険証の利用で限度額適用認定証の申請が不要になります… 12
- 医療費を全額自己負担したときは… 12
- 【第56回北海道教職員美術展】開催します! … 13
- 指定宿泊施設利用補助について… 14
- 札幌宿泊所からのお知らせ… 14
- 札幌宿泊所利用補助の手続き変更について… 15
- 札幌宿泊所からのお知らせ… 16

健康保険証(組合員証)の使用が終了します～マイナ保険証へ切替を～

●健康保険証の使用は12月1日で終了します

医療機関等の受診は、マイナ保険証が基本となります。健康保険証(組合員証・被扶養者証)は、記載されている有効期限にかかわらず令和7年12月2日以降使用できませんのでご注意ください。

●マイナ保険証の利用登録をしていない方には「資格確認書」をお送りします(申請不要)

健康保険証の廃止にあたり、マイナ保険証の利用登録をしていない方には、令和7年11月に「資格確認書」をご自宅にお送りしますので医療機関等の受診に使用してください。交付対象者は共済組合で特定しますので、申請は不要です。

○マイナ保険証がある方、又はすでに資格確認書をお持ちの方には交付されません

○マイナ保険証がなく、健康保険証(組合員証・扶養者証)の使用が終了する方にお送りします

マイナ保険証の有無	受診方法	令和7年				令和8年		
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月…
マイナ保険証がある 	マイナ保険証	マイナ保険証が利用できない医療機関では、マイナ保険証 + 「マイナポータル画面」または「資格情報のお知らせ」を提示						
マイナ保険証がない 	健康保険証 (組合員証 被扶養者証)	12月1日 使用終了						
	資格確認書	資格確認書はご自宅へお送りします						

医療機関等の
受診イメージ

資格確認書はご自宅へお送りします

●申請による資格確認書の交付

11月の資格確認書交付の対象ではない方で、以下のようにマイナ保険証の利用が困難な場合は、申請により資格確認書を交付しますので、共済組合北海道支部までお問い合わせください。

- ・マイナナンバーカードを返納した。
- ・家族や介助者が同行して資格確認を補助する必要がある。

※マイナ保険証の利用登録者は、原則資格確認書を申請できません。資格確認書の申請を希望する場合は、マイナ保険証の利用登録の解除申請をおこなってください。(その場合は資格確認書を申請しなくても、登録解除申請の受理後に資格確認書を交付します)

●マイナ保険証の準備はお早めに

マイナナンバーカードを健康保険証として利用するには、次のステップが必要です。マイナナンバーカードの取得だけでは健康保険証として使用できませんので、健康保険証の利用登録をしてください。

STEP1. マイナナンバーカードを申請・作成する

STEP2. マイナナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録する



●マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問い合わせ先

マイナンバーカード・保険証登録等についての詳細は、下記までご相談ください。



マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

被扶養者について確認をお願いします



被扶養者の認定要件は、健康保険の加入以外に収入要件もありますので、収入限度額を超えていないかご確認ください。新たに被扶養者の要件を備えるものが生じた場合(認定)や要件を欠いた場合(取消)は速やかに手続きを行ってください。

●認定するとき	扶養の実態が発生した日から30日以内に書類を提出いただく必要があります。 期限を過ぎた場合は共济組合で書類を受理した日からの認定 になります。
●取消するとき	他の健康保険に加入、又は収入が下表限度額を超えた場合には認定取消になりますので、速やかに手続きしてください(提出が遅れると医療費の返納等が生じることがあります)。

●被扶養者の収入限度額

区 分		右記以外	60歳以上または 障害年金の受給要件 に該当する程度の障 害を有するもの
年金・事業収入など	年額	130万円未満	180万円未満
給与 (パート・アルバイトを含む)	月額	108,334円未満	150,000円未満
雇用保険の失業給付	日額	3,612円未満	5,000円未満

住所を変更する際は手続きを

転居により住所を変更した場合、変更の手続きが必要です。共济組合から次年度の納付書や任意継続組合員期間満了に係る証明書など重要な書類の送付を予定していますので、ご注意ください。



○住所が変わったとき → 組合員(被扶養者)住所変更申告書[P.7]

お問い合わせは 資格認定係 ☎ 011-231-4111 内線 35-367 ~ 369

任意継続 Q&A

Q 1 令和 8 年（2026年）4 月以降分の 振込依頼書（納付書）は、いつ頃届きますか？

A1 令和 8 年度の掛金率が 2 月下旬頃に決まる予定ですので、令和 8 年 3 月中旬にご自宅へ納付書を郵送します。
なお、掛金率は決まり次第、公立学校共済組合北海道支部のホームページでお知らせします。



Q 2 令和 8 年 4 月以降分の掛金の振込方法を変更したいのですが？

A2 令和 8 年度以降分の任意継続掛金の払込方法の変更手続きは、次のとおりです。

受付期間：令和 8 年 2 月 1 日～令和 8 年 2 月末日（**必着**）

申込方法：手紙（便箋）・はがき等の書面（様式は任意）を郵送してください。

なお、電話では受け付けておりません。

記載事項：組合員番号・氏名（捺印）・住所・電話番号
変更する払込方法（年払い、半期払い、毎月払い）

郵 送 先：〒060-8544 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
公立学校共済組合北海道支部 経理出納係 あて

【記載例】

次年度の任継掛金の払込方法
毎月払いから年払いへの変更を
希望します。

組合員番号 123456

北海 太郎

〒060-8544

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目

TEL011-231-4111

記載例を参考に
してください。



Q3 任意継続組合員は2年を経過する前に途中で脱退（資格喪失）できますか？

- A3 就職により他の健康保険に加入した場合は脱退することになります。
- また、国民健康保険に加入する、家族の健康保険の被扶養者になる等の理由により本人が希望した場合も、事前に申し出ることにより申し出た月の翌月1日から任意継続組合員を脱退することができます。この場合、月途中で脱退することはできませんので、ご注意ください。
- それぞれの手続きについては次のとおりとなりますので、速やかに手続きをお願いします。

資格喪失事由	提出書類	提出期限
就職により他の健康保険に加入した →健康保険加入日に資格喪失	・任意継続組合員資格喪失申出書【P.6】 ・任意継続組合員証（被扶養者証等を含む）、資格確認書等 ・新たな健康保険に加入したことがわかる書類の写し（資格確認書、マイナポータルの資格情報画面を印刷したもの等）	新たな健康保険加入後速やかに
国民健康保険に加入する、又は家族の扶養に入る →申出書受理日の翌月1日資格喪失	・任意継続組合員資格喪失申出書【P.6】 ・任意継続組合員証（被扶養者証等を含む）、資格確認書等	加入したい月の 前月末日必着

※ 資格喪失により前納した掛金に過払いが生じた場合、その掛金は組合員に還付されます。その際は共済組合から「任意継続掛金還付請求書」を送付します。

注 意 事 項

国民健康保険に加入する又は家族の扶養に入る場合、必ず加入したい月の前月末日までに書類を提出してください。提出期限を過ぎると資格喪失日は1か月先になります。

任意継続の2年目の保険料は国民健康保険より高い？

共済組合の任意継続掛金は2年目についても1年目と同様に退職時の標準報酬月額を基に算定されます。

一方、国民健康保険の保険料は前年の所得を基に算定されるため、所得額の変動によって保険料が変動します。そのため、退職後所得が著しく減少する場合、2年目は国民健康保険の保険料の方が低くなる傾向があります。国民健康保険の保険料については、お住まいの市区町村の担当窓口でご確認ください。



任意継続組合員資格喪失申出書

- (注) 1 交付を受けている場合は組合員証等(被扶養者証・高齢受給者証等を含む)を添付してください。
2 資格喪失後に任意継続組合員・被扶養者として受診した場合、後日医療費を返納いただきます。
3 掛金前納後に資格喪失の申し出があった場合、未経過期間(資格喪失後)の掛金を還付します。
その際は共済組合から「掛金還付請求書」を送付します。

任意継続組合員番号 ※右づめで記入	枝番	任意継続組合員氏名 (フリガナ)	資格喪失証明書発行について
	00	(氏名)	再就職により、公立学校共済組合の被保険者となる方、長寿医療制度の適用となる方を除いて交付します。(送付先は届出者住所となります。)
任意継続掛金の納入状況	年 月分まで納入済		
任意継続組合員としての 資格喪失(希望)理由 (該当番号を○で囲んでください。)	1 任意継続組合員期間満了のため 2 死亡のため (死亡年月日 年 月 日) ※ 埋葬料請求書及び埋火葬許可証の写しを添付 3 他の保険等に加入し、被保険者となったため (加入年月日 年 月 日) ※ 新たな健康保険に加入したことがわかる、<u>1か月以内のマイナポータルの健康保険証の資格情報画面(氏名、生年月日、資格取得年月日、保険者名)を印刷したもの</u> 又は <u>資格確認書の写し</u>を添付 4 国民健康保険に加入・家族等の被扶養者になるため (加入予定年月日 年 月 日) ※ 共済組合が申出書を受理した月の翌月の初日が加入予定年月日となります。 5 再就職により、公立学校共済組合北海道支部の被保険者となるため (加入年月日 年 月 日) ※ 辞令の写しを添付 6 任意継続掛金未納のため (資格喪失年月日 年 月 日)		
地方公務員等共済組合法144条の2第5項の規定により、任意継続組合員でなくなる(ことを希望する)ので申し出ます。 公立学校共済組合北海道支部長 様 令和 年 月 日 〒 住 所 届出者 氏 名 電話番号 () ー 支部受付印 押印必須 印			

共 済 使 用	資格喪失年月日				組合員証等返納日			
	年号	年	月	日	年号	年	月	日

(R6.12.2)

この申出書の提出先

〒 060-8544 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
公立学校共済組合北海道支部 資格認定係あて

人間ドック事業について

受診決定通知書（受診票）をお持ちの皆さまへ

医療機関への予約はしましたか？

- まだ予約していない方は、決定された医療機関に予約をしてください。
- 予約はいずれの医療機関でも先着順です。来年2月までの受診期間内に受診できないことがありますので、ご注意ください。
- 受診当日は、「任意継続組合員 受診決定通知書（受診票）」及び「公立学校共済組合員証」を医療機関に提出してください。

【注意】

保険資格が確認できるものには、マイナ保険証（健康保険証利用登録がされているマイナナンバーカード）、共済組合員証（令和7年12月1日まで使用可能）、資格確認書（原則として、マイナ保険証の利用登録をしていない方を対象に発行されるもの。ただし、従前の共済組合員証が発行されている方は令和7年秋に発行予定）があります。

やむを得ない事情に限り、医療機関の変更が可能です

- 「異動（短時間勤務職員の方）や転居」、「決定された医療機関が混雑していて予約が取れない」、「受診日が荒天等で交通手段が不通で受診できず、代替日が設定できない」、「慶弔事・不慮の事故等により受診できず、代替日が設定できない」等の場合、医療機関の変更ができますので、まずは当支部へご連絡ください。
- 時期によっては、受入れが困難な医療機関がありますので、ご了承ください。

受診をキャンセルする場合は、医療機関と当支部へ連絡してください

- 決定された医療機関には、必ずキャンセルの連絡をしてください。
なお、受診日予約をしていない場合でも、必ず連絡をお願いします。
- 当支部には、「受診決定通知書（受診票）」の余白に **取消** と朱書きの上、企画福祉係あて返送してください。（受診票に記載の「必ずご覧ください!」⑤参照）

受診決定通知書（受診票）をお持ちでも受診できない場合があります！

- 「受診決定通知書（受診票）」を持っても、受診日現在で公立学校共済組合員でない場合は受診できません。（受診票に記載の「必ずご覧ください!」④参照）
なお、受診した場合は、全額自己負担となりますので、必ず、キャンセルの手続きをお願いします。
- 特に配偶者人間ドックは、就職や年金受給等により公立学校共済組合員の被扶養者としての認定が取消された場合も受診できませんので、十分注意願います。

任意継続組合員 1 年目の方へ

- 任意継続組合員の人間ドックは、任意継続組合員期間が2年目となる35歳以上の組合員と配偶者（被扶養者として認定されている者）を対象としています。
- お申込みの詳細については、来年3月、個人（ご自宅）あてに任意継続組合員の共済掛金の納入通知とともに文書でお知らせする予定です。（申込期限は3月末日を予定）

お問い合わせは 企画福祉係（人間ドック） ☎ 011-231-4111 内線 35-370

無料の「特定健診」 もう受けましたか？



自覚症状がない「生活習慣病」は、定期的な健診の受診で防ぎましょう！

皆さんは、明らかに体調を崩したときやケガをしたときは、病院を受診されるかと思います。

しかし、自覚症状が現れにくい病気は少なくありません。特に、**生活習慣病**（肥満、高血圧、脂質異常症、糖尿病等）は知らず知らずのうちに進行し、心疾患、脳出血、がんや腎不全などの致命的な病気を引き起こします。そうすると、健康が損なわれるだけではなく、医療費や通院時間が長期にわたり暮らしを圧迫します。

共済組合では、40歳以上74歳以下の方に対し、生活習慣病の原因となるメタボリックシンドロームに着目した健診「特定健康診査（特定健診）」を実施しています。今年度は、6月17日付けで任意継続組合員と被扶養者の皆様（人間ドック決定者を除く）へ受診券をお送りしました。

**お近くの医療機関で受けることができ、
検査費用は無料です。**

年に一度、特定健康診査を受けましょう！



生活習慣病リスクが高い方は、「特定保健指導」を無料で受けられます！

特定健康診査の結果、メタボリックシンドローム該当又は予備群と判定された方には、秋以降に、共済組合から「特定保健指導」をご案内します。

特定保健指導は、生活習慣の改善を働きかけ、健康な体作りを通じて生活習慣病予防を支援するプログラムです。指定の医療機関等にて**無料（※）**で受けることができますので、ぜひご利用ください。

※ただし、治療を開始した場合は自己負担額が発生します



健やかな体と暮らしを長く保つために、特定健康診査と特定保健指導を利用して、定期的な健康状態のチェックと生活習慣の見直しに取り組みましょう！

お問い合わせは 企画福祉係 ☎ 011-231-4111 内線 35-363

確定申告に利用できる「医療費のお知らせ」の発行について

申込方法

交付を希望する組合員は、11ページに掲載しております「医療費のお知らせ（医療費通知書）の送付依頼書」を当支部へ郵送してください。

留意事項

◆**交付時期は、依頼する診療期間に応じて変わります。**

依頼する診療期間	発送予定日
令和7年10月分まで	令和8年1月10日以降
令和7年11月分まで	令和8年2月10日以降
令和7年12月分まで	令和8年3月10日以降 ※例年の確定申告の期限には間に合いません

皆様の診療情報は審査機関等を通して共済組合に提供されるため、医療費のお知らせに反映するまで受診から3か月程度かかります。

したがって、医療費のお知らせは「1月から10月分まで」で作成し、11～12月診療分の医療費については、従前どおり領収書に基づき申告することをお勧めします。

◆**領収書の金額と異なる場合があります。**

医療費のお知らせ（医療費通知書）に記載する医療費は、保険適用外の費用（入院時の個室使用料など）を含まないため、領収書の金額と異なる場合があります。

◆**特段の申し出がない限り、世帯単位でまとめた送付となります。**

組合員分と被扶養者分とを個別に送付を希望する場合は、その旨を連絡願います。

また、既に認定取消になっている元被扶養者分の医療費のお知らせが必要な場合は、対象の方の同意が必要となりますので、ご留意願います。

【個人情報の取り扱いについて】

当支部では、「医療費のお知らせ（医療費通知書）」を世帯単位で組合員へ送付することとしますが、これは個人情報保護法上の第三者提供に該当するため、本来であれば事前に組合員及び被扶養者から個々に同意を得る必要があります。

しかしながら、本人にとって利益になるもの、または事業者側（健康保険組合など）の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとは言えないものについては、厚生労働省のガイドラインによって包括的な同意でよいこととされています。

したがって、当支部でもガイドラインに準じ、世帯全員の医療費のお知らせ（医療費通知書）を組合員へ送付することに同意しない旨の申し出がない場合は、同意を得られているものとします。

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから令和4年分以降の医療費通知情報（※）を取得することができます。医療費通知書を交付するまでに時間を要しますので、積極にご活用ください。

医療費控除の適用を受ける場合、支払った医療費から保険金等で補填される金額（共済組合からの給付金を含む）を差し引いて控除額を計算する必要がありますので、ご注意ください。

なお、医療費控除に係る申告手続きや医療費控除の明細書の記入方法等については、国税庁のホームページでご確認いただくか、最寄りの税務署へお問い合わせください。

※マイナポータルから取得できる医療費通知情報には、次の1～4について記載されていません。控除額を計算する際は、医療機関からの領収書や当支部が交付した給付金決定通知書等を併用してください。

1. 当支部が支給した高額療養費・附加給付の額
2. 当支部に請求した療養費の額（10割負担等）
3. はり・きゅう、あんま、マッサージの施術費用
4. 整骨院・接骨院を受診した際の施術費用

お問い合わせは 短期給付係 ☎ 011-231-4111 内線 35-371・372

医療費のお知らせ（医療費通知書）の送付依頼書

公立学校共済組合北海道支部長 様

下記の診療期間に係る医療費について、医療費通知書を送付願います。

診療期間 令和 年 月分 から 令和 年 月分 まで

※税法上の1年とは1月～12月です。（例：令和5年分が必要な場合は令和5年1月分から令和5年12月分まで）
 マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータル連携の利用により令和4年分以後の医療費通知情報をマイナポータル経由で入手することができますので、ご活用ください。

なお、当支部が交付した附加給付は、マイナポータルからは確認できませんのでご注意ください。

※ 次のとおり依頼する診療期間により医療費通知書の発送日が異なりますのでご留意願います。

依頼する診療期間	医療費通知書発送予定日
当該年 10 月分まで	翌年 1 月 10 日以降
当該年 11 月分まで	翌年 2 月 10 日以降
当該年 12 月分まで	翌年 3 月 10 日以降

令和 年 月 日

組合員記号番号 公立北海道 枝番 (00)

組合員氏名 (印) ※自筆の場合は押印省略可

郵便番号 〒 —

住 所 (自宅) —

電話番号 —

既に認定取消になっている元被扶養者の医療費通知書の発行を希望する場合は、対象の方からの同意が必要になりますので、対象の方が同意欄に署名してください。

- ☐ 認定取消になっている元被扶養者の医療費通知書の発行を希望する。 —
- ☐ 認定取消になっている元被扶養者の医療費通知書の発行を希望しない。

※□にチェックがない場合は、「発行を希望しない」ものとして取り扱います。

【同意欄】（認定取消されている元被扶養者が署名してください。）※自筆の場合は押印省略可

私は、以前扶養認定されていた組合員本人に医療費のお知らせ（医療費通知書）を送付することに同意します。

氏 名 (印) 同意年月日 令和 年 月 日

氏 名 (印) 同意年月日 令和 年 月 日

氏 名 (印) 同意年月日 令和 年 月 日

【留意事項】

- 医療費のお知らせ（医療費通知書）は、医療機関から届いた診療報酬明細書（レセプト）などに基づき作成しているため、医療機関などの事情により請求が遅れた場合など受診状況が医療費のお知らせ（医療費通知書）に反映されないものがあります。
- 公費負担医療・自治体などの各種医療助成を受けられた場合、最終的な自己負担額が正しく反映できないことがあるため、領収書の金額と異なる場合があります。
- 医療費のお知らせ（医療費通知書）は、特段の申し出がない限り、組合員及びその被扶養者分をまとめて組合員住所あて（親展扱い）で送付します。送付先を個別にするなどの申し出がある場合は、この送付依頼書の余白にその旨を記入してください。

この依頼書の提出先

〒 060-8544 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
 公立学校共済組合北海道支部 短期給付係あて

マイナ保険証の利用で限度額適用認定証の申請が不要になります

医療機関等でマイナ保険証を提示の際、「限度額情報の表示」に同意すれば、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

ただし、組合員が市町村民税非課税であり、区分「オ」を適用するにあたっては、事前申請が必要となりますので、「限度額適用・標準負担額減額認定申請書（運営規則第9号）」に自治体が発行する「市町村民税非課税証明書」を添付して申請してください。

なお、マイナ保険証を利用しない場合で、限度額適用認定証の提示が間に合わず、一時負担した高額療養費は、受診月の3か月後以降に自動給付されます。したがって、既に医療費の自己負担分を支払済の場合、医療機関等から要請がない限り、限度額適用認定証の交付申請を行う必要はありません。



組合員が市町村民税非課税の場合や、認定証の申請が必要な場合は、お手数ですが下記までご連絡ください。手続きに必要な書類をお送りします。

医療費を全額自己負担したときは

医療機関等を受診する場合は、原則、窓口でマイナ保険証等を提示して受診し、医療費の自己負担（通常3割）を支払います。

しかし、治療のために装具が必要になったときや、やむを得ない事情でマイナ保険証等を提示せず医療機関等を受診したときなどは、かかった医療費の全額をいったん自己負担し、後から共済組合へ請求することで、療養費の払い戻しを受けることができます。

療養費を受ける権利は、医療費を支払った日の翌日から2年間行われない場合は時効により消滅しますので、お忘れのないよう請求してください。

療養費が受けられる主なケース

- ◆ やむを得ない事情でマイナ保険証等を提示できなかったとき
- ◆ 治療のため装具（コルセットなど）を購入したとき
- ◆ 柔道整復師、はり・きゅう・あん摩・マッサージ指圧師で施術を受けたとき
- ◆ 海外で療養を受けたとき、生血液の輸血を受けたとき など



受けた療養により請求関係書類が異なりますので、請求の際は、お手数ですが下記までご連絡ください。

お問い合わせは 短期給付係 ☎ 011-231-4111 内線 35-371・372

第56回

道 教展

北海道教職員美術展
入場無料

公立学校共済組合北海道支部所属組合員の美術作品が一堂に会する展覧会です。

今年度も12月に開催しますので、是非御高覧ください

会 期

令和7年 12月 10日（水）～令和7年 12月 14日（日）

開催時間 10：00～17：00 （最終日は15：00まで）

会 場

札幌市民ギャラリー（札幌市中央区南2条東6丁目）

地下鉄東西線「バスセンター前」駅10番出口から徒歩約3分

展示作品

絵画・立体・書道・写真

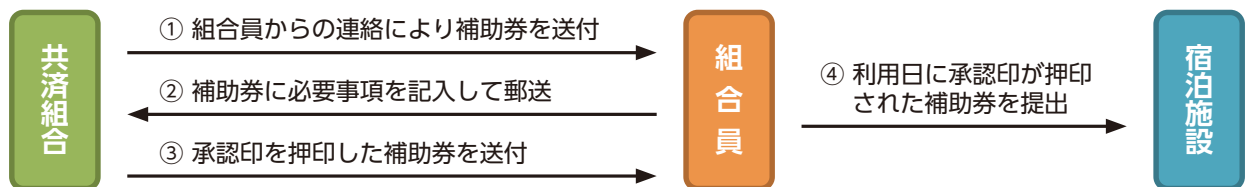
お問い合わせは 企画福祉係 ☎ 011-231-4111（内 35-363）／ FAX：011-261-2292

指定宿泊施設利用補助について



◆指定宿泊施設利用補助券の利用について

- ① 補助対象は、**公立学校共済組合員(任意継続組合員含む)**と**その被扶養者**であり、かつ**(一財)北海道公立学校教職員互助会**に**加入していない方**となります。また、**未就学のお子様は補助対象となりません**。
- ② 公立学校共済組合の利用補助券は、記入後に**公立学校共済組合北海道支部長の承認が事前が必要**です。具体的な手続方法は、利用補助券と一緒に送付しております『**事務連絡**』をご確認ください。
※ **(一財)北海道公立学校教職員互助会においても互助会加入者を対象に指定宿泊施設利用補助を行っていますが、手続方法が異なります**ので混同しないようお気をつけください。
- ③ **公立学校共済組合の支部長の印が押された利用補助券のみ有効です。**
「承認印のない利用補助券」は無効です。
宿泊施設が補助対象施設か必ず当共済HPの「指定宿泊施設一覧」でご確認ください。
- ④ 手続きは郵送でのやり取りとなります。利用日の**2、3週間程前**から余裕をもって手続きしてください。



- ⑤ 利用補助券の取り寄せは、下記の企画福祉係までご連絡ください。

お問い合わせは 企画福祉係 ☎ 011-231-4111 内線 35-366

札幌宿泊所 Hotel Lifort Sapporo **NEWS** 公立学校共済組合北海道支部任意継続組合員の皆様へ

追慕の心、語らいの詩
ご法要
ホテルライフオート札幌

公立学校共済
組合員様へ

公立学校共済組合員の皆さま及びそのご家族が
ご法要(偲ぶ会・お別れ会)を行う場合

5万円の補助が受けられます
※所定の様式にて、事前に申し込みが必要です

読経室・祭壇

ご焼香・お線香がご利用いただけます

仏間使用料一式

36,300 円 (税・サ込) / **60,500 円** (税・サ込)

- ・ 仏間使用料、お供物、僧侶控室、供花、花籠 1 対、仏具一式 ※36,300 円には花籠は含まれません
- ・ 祭壇は、仏式、神式、キリスト教式など宗派に合わせてご準備しております

ご会食会場

完全個室にて和室・洋室など各種会場をご用意いたします
小人数でもご利用いただけます 担当者へお気軽にご相談ください



■ 法要特選料理



■ 和室宴会場 3F「あおぎ」



■ 洋室宴会場 4F「アニマート」

北海道の公立学校共済組合員様用
ホテルライフオート札幌公式LINE



友だち登録はお済でしょうか？
毎月バースデーチケットや組合員様へお得な情報など配信中！

札幌宿泊所利用補助の手続き変更について

札幌宿泊所（ホテルライフオート札幌）で、宿泊及び食事・宴会等のため利用補助券を利用する際に必要だった組合員資格確認書類（組合員証やマイナポータル等）が、**令和7年7月1日**から、**省略**することができます。

・注意事項

令和7年7月1日から利用補助券が変更され、組合員資格等の条件を満たしている旨を申告するチェック欄を追加しましたので、「✓」を記入することで組合員資格確認書類の代わりとします。

様式

ホ テ ル ラ イ フ ェ ェ ト 札 幌

利 用 補 助 券

(太枠のみ記入)

※下記の内容に相違ありませんので、申請します。

(1) 利用日時時点で組合員資格・被扶養者資格があります。

(2) 補助利用回数の上限(12回)を超えていません。(利用回数は組合員と被扶養者の回数の合計)

(3) 宿泊補助を使用する場合は、公務による出張等での宿泊利用ではありません。

申請内容を一読の上、必ず全員分「✓」の記入をお願いします。

利用年月日	令和 年 月 日					
No.	所属所名 (任職・被扶養者の場合は不要)	組合員番号	利用者氏名	利用者区分 (どちらかに○)	組合員氏名 (被扶養者の場合に記入)	上記※ を承諾
1				本人 ・ 被扶養者 本人		☒

なお、組合員資格等の条件を満たしていないことが後日判明した場合は、補助で差し引いた金額分を返金していただくこととなりますのでご了承ください。

・利用補助券の場所

新たな利用補助券様式は、従来と同様に利用補助券を提出する受付にあります。

事前に記入して持参する場合は、公立学校共済組合ホームページの、「北海道支部トップページ>厚生サービスを利用する>補助事業>宿泊施設補助>札幌宿泊所利用補助」からダウンロードすることができます。



公立学校共済組合北海道支部任意継続組合員の皆様へ

令和7年度札幌宿泊所利用補助事業のご案内

公立学校共済組合北海道支部の任意継続組合員様とその被扶養者様が、

ホテル ライフォート札幌をご利用いただく際、以下の補助をご利用いただけます。

補助利用回数に上限がございます

- 宿泊・宴会・レストラン・テイクアウト商品を対象に補助利用回数が制限されています。
- ご利用回数は、組合員及びその被扶養者等を含めて通算されます。
- 上限を超過した場合及び補助利用に疑義がある場合は、利用者に確認の上返金を求める場合があります。

次の「札幌宿泊所利用補助事業一覧表」をご確認の上、ご利用ください。

札幌宿泊所利用補助事業一覧表

利用目的	対象／年度内回数	補助額	申請方法
宿 泊	組 被 通 算 12回まで (被扶養者等を含む)	お一人様一泊当たり 2,000円補助 ※公務による出張等は補助の対象外となります。 他の補助を併せて使ってさらにお得にご宿泊！ ①教職員互助会 指定宿泊施設利用補助(3泊まで) ※離島除く ②公益財団法人 日本教育公務員弘済会 北海道支部 宿泊施設利用 ③共済組合の福祉保険制度加入者さま【元気クーポン】 ※「元気づくりサービスコース」加入者が対象です ※詳しくは各機関へお問い合わせください	詳しい申請方法は、下記QRコードより 公立学校共済組合北海道支部ホームページ をご確認ください。
レストラン 宴 会	組 被	お一人様当たりの利用金額 4,000円(税抜)以上の場合 2,000円補助	詳しい申請方法は、下記QRコードより 公立学校共済組合北海道支部ホームページ をご確認ください。
テイクアウト 商 品 (レトルトカレー等)	通 算 12回まで (被扶養者等を含む)	お一人様当たりの購入金額 2,000円(税抜)以上の場合 1,000円補助 4,000円(税抜)以上の場合 2,000円補助	商品のご購入の際に、所定の申込書ま たは、インターネット申込の入力フォ ームに、組合員様の氏名と組合員番号 を明記してください。 ※商品によって使用方法が異なります 詳しくは、申込書をご確認ください
テイクアウト 商 品 (年越しセット)		お一人様当たりの購入金額 4,000円(税抜)以上の場合 2,000円補助 ※本体価格の半額までを補助額の上限とし、 複数回分(上限の範囲内)の補助が受けられます	
会 議	組 被	会議室等利用料から 2分の1相当額を補助 ※1室当たり補助額上限30万円まで ※道費等公費によるお支払いは補助の対象外となります	1.ご予約の際に補助を受ける旨をお申 し出ください。 2.利用補助申請書は、ホテルまたは 北海道支部までご請求ください。 3.利用補助券は、ご利用予定の 5日前 までに北海道支部企画福祉係に提出 していただき、証明を受けてくださ い。 4.証明を受けた利用補助申請書を ご利用日、ホテルに提出してください。
法 要 (偶 ぶ 会) (お 別 れ 会)	組 家	利用料から 5万円補助 ※費用が5万円を超える場合、補助の対象となります	
ウェディング	組 子 ※お子様が 被扶養者でない場合 も対象となります	ウェディング 費用から 2分の1相当額を補助 ●新郎・新婦の双方が対象の場合 40万円上限 ●新郎・新婦の一方が対象の場合 20万円上限 ※ご飲食は、補助の対象外です	※ウェディングの補助は、任意継続組合員 及び資格喪失後12ヶ月以内の挙式も 対象となります

対象者マーク：

● 組合員

◆ 組合員の被扶養者

■ 組合員のお子様

■ 組合員のご家族

お 問 合 せ

ホテル ライフォート札幌
Hotel Lifort Sapporo

TEL 011-521-5211 (代表)

公立学校共済組合北海道支部ホームページ

より詳しい利用補助要項や申請方法のご確認
利用補助券のダウンロードはこちら！

